

ICTを活用した街づくりに期待すること

北海道経済連合会 会長 近藤龍夫

2012年4月25日

「中期活動指針（2011～2015 年度）」

2011 年 3 月

現状認識

1. 道内総生産および一人当たり所得額の全国との格差が拡大している。
2. 構造的な問題が改善されずに今なお存在する。
 - ①域際収支の赤字（平成 20 年度 ▲1.6 兆円）
 - ②公共事業依存型経済（公的／総資本形成：平成 20 年度 40.0%）
 - ③脆弱な産業構造（平成 20 年度道内総生産（名目）のうち、建設業：6.8%、製造業：8.1%）
 - ④道内人口の札幌一極集中
 - ⑤人口減少・少子高齢化の急速な進展（生産人口減、内需減少、社会保障費負担増）
3. 人口減少・高齢化および過疎化の進行、地方財政の逼迫、地域医療の存続危機などの地域課題に対し、既存の行財政システムが対応しきれていない。
4. 道民が共感・共有できる「北海道のあるべき姿」を見出せない上、行政や議会での論議意識にも落差がある。
5. 北海道は、**高速交通ネットワークの整備が遅れており**、地域経済活性化および地域課題解決の足かせとなっている。また、国においては、費用対効果を意識した社会資本整備の選択と集中の動きを強めている。

目指す姿

1. 道内各地域に住む道民がその地域で雇用と所得を確保し、誇りと愛着を持って安全・安心に生活できる地域社会を実現する。
2. 地域資源の高付加価値化を実現し、稼ぐ力を高める。
3. 研究開発を促進し、稼げる知財を創出する。
4. 活力ある産業人材を育成・確保するとともに、新事業の創出を促進する。
5. 国内外からの来道観光客を増加させ、観光を輸出産業として発展させる。

道経連の取り組み重点活動

1. 産業振興：道内各地域の活性化に資する産業の振興

- ① 食の総合産業化の推進
北海道が優位性を持つ食分野において、生産から加工、流通、販売まで、観光産業との連携や研究開発、付加価値向上を含め、徹底したクラスター活動の展開を主導していく。
- ② 地域技術の高度化と人材育成
寒冷地技術、バイオ、ITなどの既存地場技術の高度化を図るとともに、道外・海外からの英知や効果的な投資を呼び込み、さらには海外展開に対応できる国際人材等の育成を図る。
- ③ 公的研究開発費等の獲得
大規模研究プロジェクトの獲得はもとより、地場産業活性化に必要な研究開発費や人件費、施設・設備費等の獲得を目指す。
- ④ 地域資源の有効活用
地域資源の価値最大化を目指した観光振興のあり方、循環型社会の形成、森林を支える産業の育成などについて検討・提言する。

2. 地域政策：誇りと愛着が持て、安全・安心に生活できる地域社会の構築

- ① 社会的機能の充実
地域で生活するために必要な社会的機能の充実を目指す。
- ② 行財政システムのあり方
地域に適した行財政システムのあり方を検討・提言する。

3. 社会資本整備：産業振興および地域社会の活性化に資する社会基盤整備の促進

- ① 高速交通ネットワーク整備の加速
産業振興と地域社会活性化をバックアップするための道内高速交通ネットワークの整備を加速する。
- ② 高速交通ネットワークのあるべき姿の再検証
道内高速交通ネットワークのあるべき姿を再検証し、優先度に応じた活動を推進する。
 - ・高速道路の整備促進
 - ・新幹線の札幌延伸
 - ・新千歳空港の国際化推進
 - ・道内地方航空路線の維持
 - ・港湾の整備促進
 - ・北海道開発の枠組み堅持 など

北海道フード・コンプレックス国際戦略 総合特区(フード特区)の取組み

1. フード特区の目指すところとそのメリット
2. フード特区の主要事業
3. 企業・団体等によるフード特区の活用方法
4. フード特区と食クラスター活動等の位置づけ
5. 一般社団法人 北海道食産業総合振興機構(フード特区機構)の概要

平成24年3月16日
記者会見資料



札幌市



江別市



函館市



帯広市



北海道経済連合会

2

1. フード特区の目指すところとそのメリット

I 国際戦略総合特区

「新成長戦略」の実現にあたり、我が国の経済を牽引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、当該産業の拠点形成に資する取組を支援

北海道は日本で唯一「食」の国際戦略総合特区として指定を受ける

II フード特区の目的

食料供給基地である北海道ならではの『食の総合産業』の確立によって、農水産業に加えて食品製造業の国際競争力を強化し、成長著しい東アジアの食市場を獲得する。これを達成するため北海道では、「食と健康に関する研究開発・製品化支援機能」を集積・拡充し、「新たな需要(価値)創造につながる食のバリューチェーン」を確立することによって、東アジアにおける食産業の研究開発・輸出拠点化を目指す。

IV 総合特区制度による企業への優遇措置等の概要

III フード特区のエリア

札幌・江別エリア

- 大学研究機関が集積し、人材が豊富
- 人口200万を超え、都市機能が充実
- 道央エリアには道内食品製造業の1/4が集中
- 車で1時間圏内に新千歳空港と2つの主要港(石狩・苫小牧)がある

帯広・十勝エリア

- 農畜産関連の大学・研究機関が集積し、人材が豊富
- EU農業国並みの大規模農業経営
- 多くの品目で全国一の生産量
- 国内最大のバイオエタノール工場が稼働

函館エリア

- 水産関連の大学・研究機関が集積し、人材が豊富
- 豊富な水産資源(函館市の漁獲金額は全道2位、昆布・するめいか等は全道1位)

(選択制) 税制支援

① 投資税額控除・特別償却:

総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業を行うために機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合に適用

- ・投資税額控除 / 新たな機械、建物等の取得価額の15%(建物等は8%)を法人税額から控除
- ・特別償却 / 新たな機械、建物等の取得価額の50%(建物等は25%)を普通償却額に上積み

② 所得控除: 専ら特区内で規制の特例措置を活用した事業を行う法人に対し適用 / 当該事業による課税所得の20%を損金に算入(5年間)

財政・金融支援

① 総合特区推進調整費: 関係府省の既存の補助メニューを活用した上でなお不足する場合に、府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、本調整費を当該補助予算に充当 <H24/138億円>

[調整費による支援額上限 国際戦略総合特区 20億円/計画・年 (地域活性化総合特区 5億円/計画・年)]

② 総合特区支援利子補給金: 特区事業の実施に必要な借入れを行う場合、0.7%・5年間を限度として金利負担の軽減を受けることができる(金利軽減分を国が金融機関へ支給)

規制等の特例措置

① 総合特区法に基づく特例措置: 工場立地に係る緑地規制の特例(工場立地法及び企業立地促進法の特例)など

② 本特区では、規制の特例措置32件、税制特例措置8件、財政支援特例措置19件を国へ提案中(「国と地方の協議会」における関係府省との協議を経て特例措置を制度化) ⇒今後も新たな特例措置の追加提案が可能

3

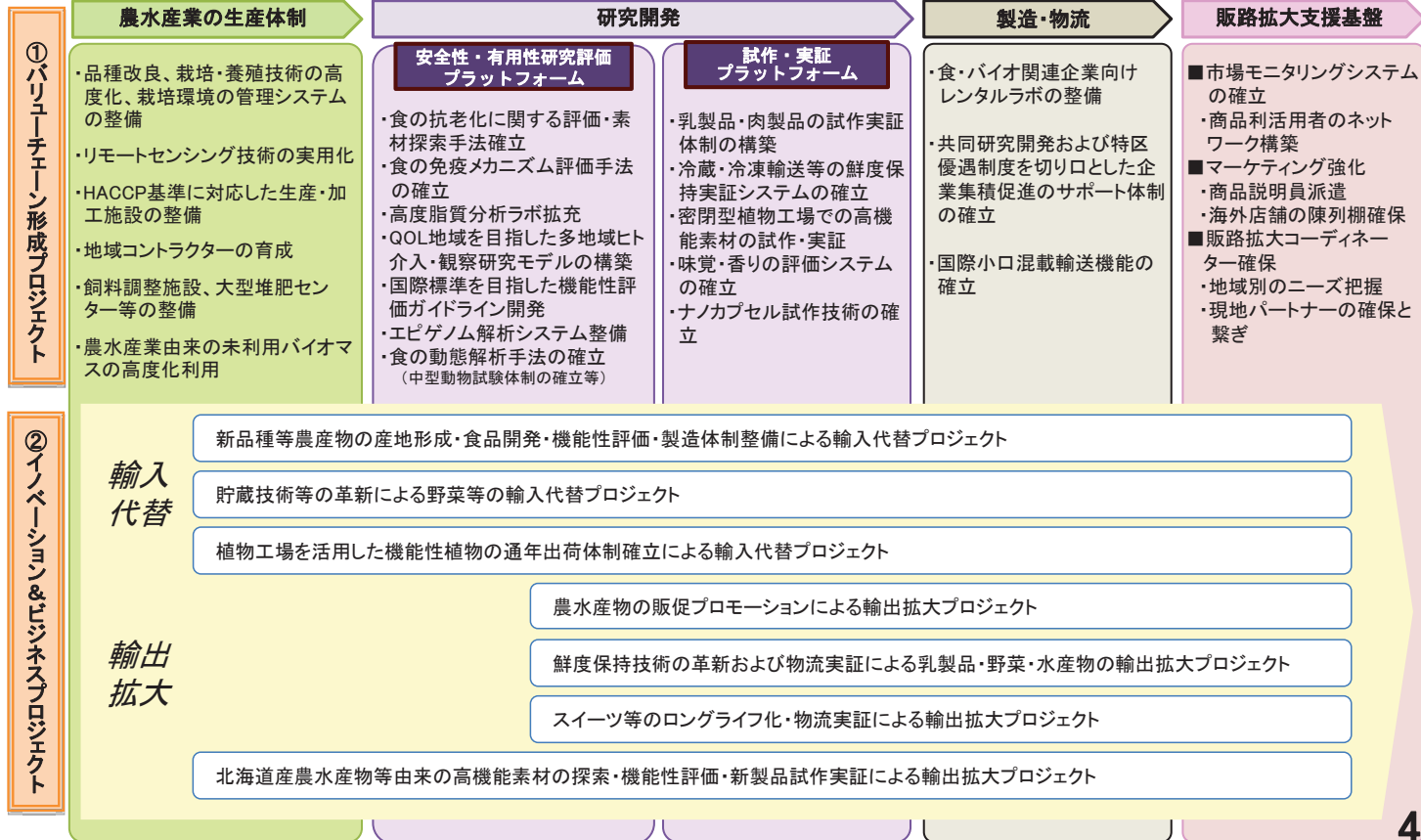
2. フード特区の主要事業

①バリューチェーン形成プロジェクト

・商品の付加価値向上、流通・販売体制の強化、国際競争力強化の視点に立った北海道ならではの「食のバリューチェーン(一次産品から加工、流通、販売まで一貫したプロセス)」を形成する。

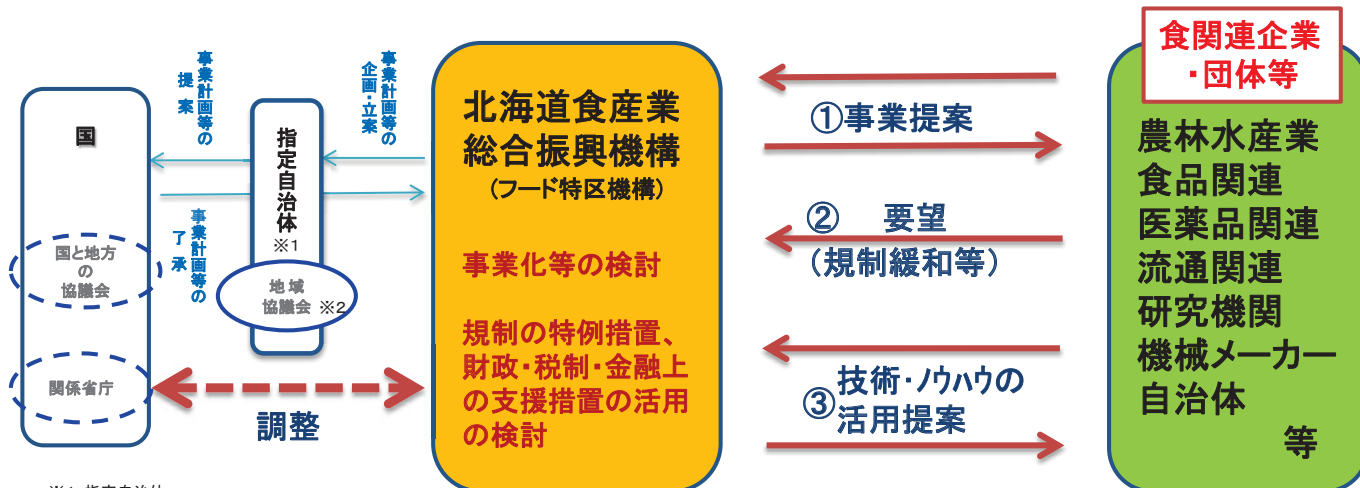
②イノベーション&ビジネスプロジェクト

・バリューチェーンの各分野にわたる切れ目のない支援を実施し、事業者への的確かつ迅速なサポートにより、成果の拡大を図る。



4

3. 企業・団体等によるフード特区の活用方法



※1: 指定自治体
北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市、十勝18町村

※2: 地域協議会
北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市、道経連、大学・試験研究機関、各種団体、金融機関 他
(分科会として函館地域連絡会、帯広・十勝連絡会を設置)

【①の事例】食品加工メーカーが既存商品を中国に輸出したい
➤ 輸出拡大のための補助事業の獲得

【①の事例】食品加工メーカーが新商品を開発したい
➤ 商品開発のための補助事業の獲得

【②の事例】食品メーカーが機能性表示の規制緩和を要求したい
➤ 規制緩和の実現

【③の事例】研究機関が新技術の企業移転を提案したい
➤ 研究開発の補助事業の獲得

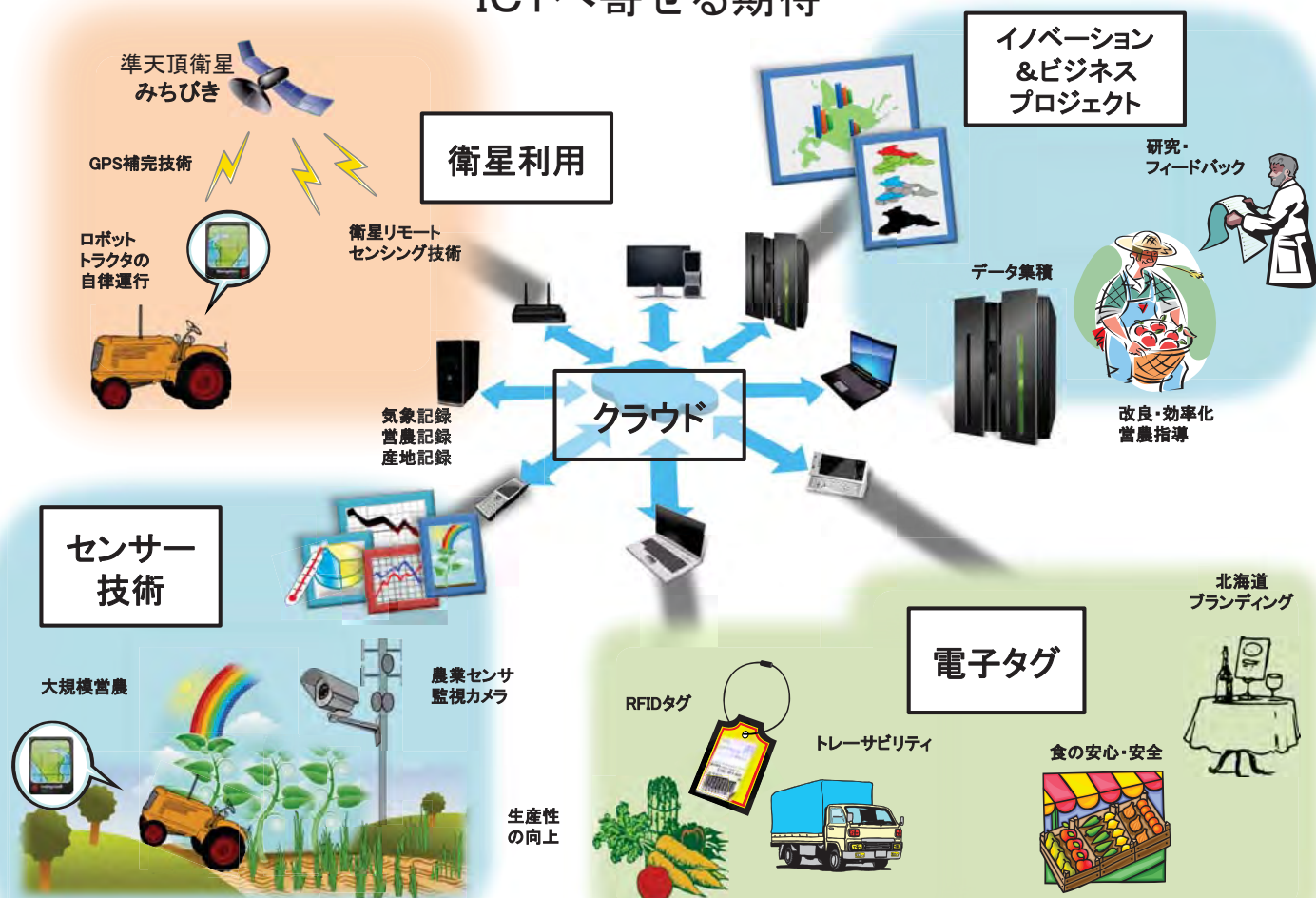
【①と③の事例】農業者が通年出荷を実現したい
➤ 品種改良や物流実験に対する補助事業の獲得

5

4. フード特区と食クラスター活動等の位置づけ



ICTへ寄せる期待



- ・ 農業にICTを活用し、農家個人の経験や技能を共有化すると共に、自治体等、様々な機関が保有する情報も有効活用して生産技術を向上
- ・ ICTの利用によりコスト削減等、経営効率を向上すると共に、人材育成も促進
- ・ 物流や販売とのサプライチェーンを強化し、街の重要産業として地域6次産業化を促進



【出典】ICT街づくり推進部会（第8回）富士通説明資料